

小規模保育事業 みらいつむぎ新検見川園 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当事業所があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 事業所の目的及び運営の方針

(1) 事業所の概要

名称 みらいつむぎ新検見川園

所在地 千葉市花見川区花園1丁目19-11 田村ビル201号

(2) 目的及び運営の方針

ア 当事業所は、子どもに寄り添った保育を実践し、社会の福祉に寄与することを目的とし、保育を提供します。

イ 当事業所の運営にあたっては、以下の法令及びその他関係法令を遵守します。

- ・児童福祉法(昭和22年法律第164号)
- ・子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)
- ・千葉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年千葉市条例第47号。以下、「認可基準」という。)
- ・千葉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年条例48号。以下、「運営基準」という。)

2 当事業所における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地	敷地全体	710.71 m ²		
	屋外遊戯場	3850 m ² (代替地：東花園公園)		
園舎	構造	RC造		
	延べ面積	934.81 m ² (有効面積 98.54 m ²)		
	階数	3階建の2階部分	建築年月	昭和63年11月

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
保育室	1室	0. 1. 2歳児クラス (有効面積 52.85 m ²)
調理設備	1室	
園児用トイレ	1室	
大人用トイレ	1室	
事務室	1室	
沐浴スペース	1室	
調乳スペース	1室	

3 提供する保育の内容

(1) 保育の提供

当事業所は、保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）に基づき、保育その他の便宜の提供を行います。

(2) 保育理念…にんげん力の向上

保育目標…意欲的にあそべる子、いろいろなことに興味を持てる子、心身ともに健康な子

(3) 年間行事予定

保育参加、七夕、クリスマス会、発表会、遠足、卒園式等を予定しています。時期については別途お知らせいたします。

(4) 1日の流れ

時刻	
7:00	随時登園
9:00	朝の活動、遊び
11:00	昼食
12:00	午睡
15:00	おやつ、遊び 随時降園
18:00～	延長保育 ↓

※保育標準時間認定の流れになります。

(5) 食事の提供

ア 提供方法

自園調理にて提供いたします。

イ 提供内容

昼食及び補食を提供いたします。献立表は毎月別途お知らせします。

ウ 提供時間

利用児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	昼食	おやつ	備考
0歳児	11時頃	14時半頃	
1、2歳児	11時頃	15時頃	

エ 食物アレルギー等への対応

食物アレルギーをお持ちのお子さんはお知らせ下さい。医師の診断、指導のもとに食事対応を相談させていただきます。

※上記を問わず、行事の参加の際など、お弁当の持参をお願いすることがあります。

4 連携協力の概要

当事業所の保育が適正かつ確実に実施され、必要な保育が継続的に提供されるよう、以下の施設と連携協力を行います。

施設の種類	保育園	小規模保育事業
施設名称	新検見川すきっぷ保育園	新検見川駅前キッズルーム ていだまちキッズ新検見川駅前
所在地	千葉市花見川区花園町 1573-1	南花園 2-2-12-201 南花園 2-1-2F
連携協力の概要	保育内容の支援(主に2歳児対象) ・園庭の開放 ・合同保育	代替保育(職員の急病等、やむを得ない場合に、連携協力を行う上記の園と連携致します。

※卒園後の受け皿ではありません。

5 職員の職種、員数及び職務の内容

職員の職種、員数及び職務の内容については以下のとおりとします。

ただし、利用児童数により認可基準の範囲内で変動があるものとともに、非常勤職員について常勤換算後の員数とします。

職種	員数	職務の内容
園長	1人	園の業務をつかさどり、所属職員を監督します。
主任保育士	1人	園長を補佐し、他の保育士を統括します。
保育士	利用児童数に応じて、以下の基準以上の数の職員を配置する。 なお、うち1人に限り、保健師又は看護師を配置する場合があります。 乳児3人につき1人 満1歳以上満3歳に満たない 幼児6人につき1人 上記に加え1人配置	利用児童の保育に直接従事する。
栄養士	1人	利用児童の発達段階に応じた献立を作成する。
調理員	必要に応じ配置	栄養士の作成した献立に基づき、給食及び補食を調理する。
嘱託医	1人(嘱託)	利用児童の健康管理、健康診断を行う。
嘱託歯科医	1人(嘱託)	利用児童の健康管理、歯科健診を行う。

6 保育を行う日及び時間帯

(1) 当事業所において保育を提供する日及び時間は、以下のとおりとします。なお、提供時間以外の時間において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、延長保育を提供します。(別途利用者負担が発生します。)

認定区分	提供日※	提供時間	延長保育時間
保育標準時間認定	月曜日～土曜日	7:00～18:00	18:00～20:00
保育短時間認定	月曜日～土曜日	9:00～17:00	7:00～9:00 17:00～20:00

※土曜日の延長保育はありません。

※年末年始(12月29日から1月3日)及び祝祭日を除きます。

(2) 延長保育

①利用の際は、延長保育利用申込書を提出してください(予定外の利用の場合も事後提出が必要です)。

②以下の場合には延長保育変更届が必要です。

- ・延長保育の利用停止(停止の届け出がない場合、自動的に継続されますのでご注意ください)
- ・一度停止した延長保育を再度利用する場合
- ・階層変更
- ・支給認定変更(保育標準時間と短時間の変更)
- ・利用する延長保育の時間変更

③A・B階層(通常保育料が0円)の方は延長保育料が免除されます。

④延長保育料の日割り計算はいたしません。利用日数に関わらずひと月分の金額となります。

7 利用者負担額等

(1) 当事業所が徴収する利用者負担額の内容は以下のとおりとします。

ア 居住する市町村が定める額の利用者負担額を基本保育料としてご負担いただきます。

イ 延長保育を利用する場合には、利用時間に応じて、千葉市の定める延長保育料をご負担いただきます。

ウ 上記のほか、当事業所の利用において通常必要とされるものに係る費用として、次のとおり実費相当額をご負担いただきます。

費目	実費徴収額
帽子代	1500円(税込)
日本スポーツ振興センター共済掛金	掛金 131円 A・B階層: 0円

※物価変動の影響等により徴収額を変動する場合があります。

上記のほか、次の事項についてご負担いただくことを予定しています。

- ・写真代(購入希望者のみ)
- ・行事にかかる費用(交通費等)

上記に掲げるもの以外に、費用負担が発生する場合には、その目的や金額等について事前に説明いたします。

(2) 延長保育料について

延長保育利用申込書に基づき、ひと月当たり以下の金額を保育料と共に払い込みください。

利用月中に申込内容の変更があった場合には、延長保育変更届、または延長保育利用申込書を記入いただいたうえで、別途請求いたします。

※申込内容より利用時間が少なかった場合でも返金はいたしません。

	1 時間	2 時間	3 時間	4 時間	5 時間
3 歳未満児	3000 円	6000 円	9000 円	12000 円	15000 円

(3) 利用者負担額等の納付方法

(1) に記載する費用については、下記の方法により納入してください。

●口座振替

保育料は口座振替により納めていただきます。振替日は翌月の3日（金融機関休業日の場合は翌営業日）です。園でお渡しする保育料通知書により保育料金額を確認し、振替不能にならないように通帳の残高確認をお願いします。

8 利用定員

総定員12人。内訳は次に掲げるとおりとする。

(1) 保育時間の認定を受けた満1歳以上満3歳未満の児童 10人

(2) 保育時間の認定を受けた満1歳未満の児童 2人

ただし、認可基準の範囲内で、上記に定める定員を超えて受け入れることがあります。

9 利用の開始及び終了に関する事項等

(1) 各種手続きについて

ア 入所に関する手続き

入所時には以下の書類をご提出下さい。

- ・児童票
- ・緊急連絡カード&保育利用時間調査
- ・(独)日本スポーツ振興センター災害共済申込書(掛金 131円 A・B階層:0円)
- ・延長保育申込書(希望者のみ)
- ・お迎え者カード(災害時用)
- ・救急時対応カード

イ 退園に関する手続き

・退園が決定した場合には、退園届をご提出下さい。

ウ 転園・休園に関する手続き

- ・転園が決定した場合には、転園届をご提出ください。
- ・休園を申し込む場合には、休園届をご提出ください。

(2) 保育の提供の終了について

当事業所は、以下に掲げる場合には、保育の提供を終了いたします。

- ア 満3歳に到達したとき。ただし、満3歳に到達した日の属する年度の3月31日までのほか、特に必要と認めた場合は、この限りでない。
- イ 子ども・子育て支援法における支給認定の要件に該当しなくなったとき。
- ウ その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

10 登降園及び欠席

- (1) お子さんの送迎は、必ず保護者が決まった方がしてください。都合で他の人に依頼する場合は、事前に保育園に連絡してください。事前連絡がない場合は、安全のため、どなたにもお渡しできません。
小中学生の送迎は原則として禁止します。
- (2) お子さんの送迎時には、必ず職員に声をかけてください。(登降園時間の記録、体調の確認、連絡事項等があります。)
- (3) 定められた時間までに迎えに来てください。止むを得ず遅れる場合は、事前に連絡してください。
- (4) 病気やその他で欠席の場合は、午前9時までに連絡してください。長期に欠席する場合は、保育園に相談してください。

11 保健衛生

(1) 健診等

- ・医師による健康診断(年2回)
- ・歯科医師による歯科健診(2歳以上・年1回)
- ・身体測定(毎月1回)

- (2) 普段と状態が異なった時は、必ず登園時に職員に状態をお話してください。

保育中に体調変化が著しい場合(体温が平熱より3℃以上もしくは37.5℃以上の場合、嘔吐・下痢が激しい場合等)は、緊急連絡先表に記載されている連絡先に速やかに順次連絡をし、園児の迎えをお願いすることがあります。

緊急性を有すると判断した場合は、保護者の到着を待たずに園児を医療機関にお連れします。その際は保護者に連絡した上で医療機関へ連れて行くことといたします。

- (3) 特異体質または持病をお持ちの方はお知らせください。
- (4) 伝染性の病気で休んだ場合は、登園の際、医師の証明(登所・登園許可証明書)を提出してください。
- (5) 与薬については、やむを得ない場合に限り、医師からの与薬指示書と保護者からの与薬依頼に基づき行います。(※市販薬などはお預かりできません。)

①与薬指示書について

- ・病気や怪我で受診した時、薬を飲むことが必要と診断された場合、まず、園に通っていることを医師に話し、朝・夕2回の服用にすることが可能かどうかをたずねて下さい。
- ・保育中に薬を服用することが必要な場合は、医師から与薬指示書を書いてもらって下

さい。

②与薬依頼について

- ・保育中に薬を服用することが必要な場合は、与薬依頼の用紙に保護者が記入の上、医師の与薬指示書と一緒に1回分の薬を職員に手渡して下さい。
- ・与薬指示書の処方期間の、2回目以降は与薬依頼書のみに入力して下さい。

(6) 感染症の対応について

感染症の拡大を防ぐために、嘔吐物や尿、糞便、血液等は感染性があるとみなし、厚生労働省から示された「保育所における感染症ガイドラインに沿って対応していきます。

1.2 嘱託医等

当事業所は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 嘱託医

医療機関の名称	小林こどもクリニック
医 院 長 名	小林 一彦
所 在 地	千葉県花見川区花園5丁目3-10 プチモンド1F
電 話 番 号	043-296-2208

(2) 嘱託歯科医

医療機関の名称	さくらい歯科クリニック
医 院 長 名	櫻井 千里
所 在 地	千葉県花見川区花園1丁目15-6
電 話 番 号	043-273-5777

1.3 緊急時における対応方法及び非常災害対策

(1) 利用児童の病状急変等への対応について

利用児童に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

(2) 非常災害時の対策等について

非常時の対応	別途定める、消防計画書により対応いたします
災害時の避難場所	第一避難場所 東花園公園 第二避難場所 花園中学校
利用児童引き渡しの方法	お迎え者を事前に確認しておき、本人確認の上引き渡します

(3) 管轄する関係機関

消防署	花見川消防署畑出張所 043-271-0251
警察署	千葉西警察署 043-277-0110

1.4 要望・相談及び苦情の受付

当事業所では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当事業所 ご利用相談窓 口	・窓口担当者：主任保育士 ・解決責任者：園長 ・ご利用時間：開園中随時 ・電話番号：080-4200-8393 ・専用メール：mirai.tumugi.ito@gmail.com 担当者が不在の場合は、当事業所職員までお申し出ください。	
	かめだ ゆきえ 亀田 幸枝	・電話番号 043-244-6075 ・千葉市第36地区自治会連絡協議会会長
第三者委員	こし あきひとし 越 秋仁	・電話番号 080-5868-5454 ・千葉市幸町第二中学校区育成委員会副会長

1.5 虐待の防止

(1) 職員の虐待防止のための措置

利用児童に対する虐待を防止するため、職員に対する研修を定期的に行います。

(2) 家庭における虐待防止のための対応

虐待の前兆を見逃さぬよう、利用児童や家庭の様子に注意を払うとともに、必要に応じ、関係機関への通告等を行います。また、職員と保護者との交流を通じ、育児への不安や悩みに対し支援を行い、育児の負担感を軽減します。

1.6 保険等に関する事項

独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済掛金制度について

保育所内で発生した事故、登降所の通常の経路で起きた事故、その他保育所の管理下における災害に対して、災害共済金を給付する制度です。万一の場合に備え、災害共済給付の適用を受けられるよう、全員に加入申し込みを頂いています。なお、一年契約ですので、毎年申し込みをしてください。(負担額は所得に応じて異なります)

1.7 守秘義務及び個人情報の取扱いに関する事項

(1) 正当な理由がない限り、保育の提供にあたって知り得た利用児童及びその家族の個人情報了他者へ公表しません。

(2) 利用児童の居住地町村が認定する毎月の基本保育料の金額の情報は、給付事務に必要な範囲に限って利用します。

1.8 留意事項

当該重要事項説明書の記載事項に変更が生じる場合には、事前にご説明いたします。

(1) 本書面は施設玄関への掲示、ホームページでの公開により随時閲覧できるものとします。

- (2) 園児の生活が、より楽しく充実したものとなるよう、園の運営についてご理解、ご協力いただきますようお願いいたします。
- (3) 各種提出書類に変更があった場合は速やかに届け出てください。
- (4) 保育料の払い込みは期日を守ってください。
- (5) 閉園時刻の20:00を過ぎて利用することはできません。
- (6) 保護者で行うべき予防接種は早めに受けてください。
- (7) 保育に支障ある行為はご遠慮ください。また、家庭から玩具などは持参しないようお願いいたします。
- (8) 駐車場内では安全を確認し、譲り合ってご利用ください。また近隣の迷惑となるような駐車はご遠慮ください。
- (9) 保護者同士の連絡の手紙や物品の仲介はいたしません。
- (10) 敷地内は全て禁煙です。

19 禁止行為

- (1) 他の保護者及び職員に対する以下の行為
 - 誹謗、中傷、公序良俗に反する悪意的、詐欺、非合法、嫌がらせ、名誉毀損、肉体的・精神的苦痛を相手に与える行為、その他不相当と見なされる行為
 - 宗教活動、政治活動（選挙運動もしくはこれに類似する行為、公職選挙法に違反する行為）及び 営利活動（広告、販売、あるいはネズミ講式的な勧誘等）
- (2) 当園の価値を毀損する行為
 - 設備や備品等所有物の毀損、当法人や施設の社会的価値の毀損（誹謗中傷など）、運営を妨げることにより逸失利益を生じさせる行為等。悪質な場合、当法人・園の被った損害について賠償請求をいたします。
- (3) 当園を利用している他の園児に悪影響を及ぼす行為
- (4) 当園が契約する各種保険を目当てとした詐欺行為

20 免責事項

- (1) 保護者及び送迎代理人の監督下での送迎途上及びその他の場所・場面における事故や疾病等
- (2) 送迎代理人が引き起こした事故やトラブル
- (3) 当園に過失のない事故や疾病等
- (4) 氏名の記入がない、記入されていても極端に薄れている、判りづらい位置にある、極端に小さいなどの状態にある持ち物の紛失
- (5) 駐車場内のトラブル
- (6) ご自宅から持参した玩具等の紛失・損壊

当事業所における保育の提供を開始するに当たり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所名称：みらいつむぎ新検見川園

説明者職氏名：園長

私は、本書面に基づいてみらいつむぎ新検見川園の利用に当たっての重要事項の説明を受け同意した上で、貴事業所の利用を申し込みます。

平成 年 月 日

保護者住所：

児童氏名：

保護者氏名：

印

児童から見た続柄：